

平成21年度税制改正

【相続税制】

◆ 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度

(1) 概要

経営承継相続人が、相続等により一定の非上場会社の議決権株式等を取得した場合には、経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、議決権株式等(相続開始前から保有していた議決権株式等を含めて、会社の発行済議決権等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「特例適用株式等」という。)に係る課税価格の80%に対応する税額につき、経営承継相続人の死亡等の日まで納税を猶予する。

(注1) 「経営承継相続人」とは、経営産業大臣の認定を受けた一定の非上場会社の後継者をいう。

(注2) 経営承継相続人は、経営産業大臣の認定を受け、有効期間内(5年間)は毎年、その後は3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。

(注3) 本特例の適用を受けるためには、原則として特例適用株式等の全て担保に供する必要がある。

(2) 猶予税額の免除

① 経営承継相続人が特例適用株式等を死亡の時までに保有し続けた場合は、猶予税額の納付を免除する。

② ①のほか、経済産業大臣認定の有効期間経過後における猶予税額の納付の免除の取扱いは次による。

イ その会社に破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合は、猶予税額の全額を免除する。

ロ 次の後継者へ特例適用株式等を贈与した場合において、その特例株式等について贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例適用株式等に係る相続税の猶予税額を免除する。

ハ 同族関係者以外の者へ保有する特例適用株式等を一括して譲渡した場合において、その譲渡対価又は譲渡時の時価のいずれか高い額が猶予税額を下回るときは、その差額分の猶予税額を免除する。

(注) イとハにおいて、過去5年間の経営承継相続人等への配当・過大役員給与等相当額は免除されない。

(3) 猶予税額の納付

① 経済産業大臣認定の有効期間内に同認定の取消事由に該当した場合には、猶予税額の全額を納付する。

② ①の有効期間経過後において特例適用株式等の譲渡等をした場合には、特例適用株式等の総数に対する譲渡等をした特例適用株式等の割合に応じて猶予税額を納付する。

③ 猶予税額の全額又は一部を納付する場合は、相続税の法定申告期限からの利子税(本則:年3.6%)を納付する。

(4) 租税回避行為への対応

- ① 資産保有型会社の判定において、過去5年間に経営承継相続人及びその同族関係者に対して支払われた配当や過大役員給与等に相当する額を、特定資産及び総資産の額に加算する。
- ② 相続開始前3年以内に、経営承継相続人の同族関係者から現物出資又は贈与により取得した資産の合計額の総資産に占める割合が70%以上である会社にかかる株式等については、本特例を適用しない。
- ③ 上記のほか、相続税等の負担を不当に減少させると認められる行為への対応措置を講ずる。

(5) 他の特例との適用関係

- ① 本特例の適用を受ける場合であっても、小規模宅地等にかかる相続税の特例の適用を認める。
- ② 特定同族株式等に係る10%減額特例と相続時精算課税制度の特例は平成21年3月31日で廃止する。

(6) 適用関係等

平成20年10月1日から平成21年3月31日までの相続に係る被相続人の遺産に、非上場株式の株式等があり、被相続人が非上場株式の代表者であった場合は、相続税の申告期限を平成22年2月1日まで延長する。

◆ 取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度

(1) 概要

後継者が、一定の非上場株式を経営していた親族から贈与により保有株式等の全部(贈与前からの保有分も含め、発行済議決権株式等の総数等の3分の2までに達するまでの部分を上限とする。以下「猶予対象株式等」という。)を取得した場合は、猶予対象株式等の贈与に係る贈与税額の全額の納税を猶予する。

(2) 贈与者の死亡後の取扱い

贈与者の死亡時には、引き続き保有する猶予対象株式等を相続により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。

◆ 農地に係る相続税の納税猶予制度の見直し

- (1) 一定の農地の貸付けについても適用対象とする。
- (2) 災害・疾病等のため一時的に営農できない場合でも、営農継続しているとする取扱いを明確化する。
- (3) 納税猶予適用者(20年間の営農継続により、猶予税額が免除されるものを除く。)が、特例適用農地を譲渡等した場合に納付する利子税については、税率を本則年3.6%(特例で年2.2%)に引き下げる。
- (4) 納税猶予の取消事項となる「耕作の放棄」について、該当要件の見直しを行う。

【住宅・土地税制】

- (1) 個人と法人が平成21年と平成22年中に取得をした国内にある土地等で、その年の1月1日の所有期間が5年超の譲渡をした場合には、その年中の譲渡益から1,000万円を控除する。
- (2) 平成21年と平成22年中に土地等を取得した法人と個人事業者は、その土地等の取得価額を限度として、取得後10年の間に他の土地等を売却して譲渡益が発生した場合であっても、先に取得した土地等の価額を圧縮記帳することにより、平成21年取得分は譲渡益の8割、22年取得分は6割について課税を繰り延べる。
- (3) 所有期間10年超の事業用資産の買換え特例の適用期限を、平成23年12月31日まで延長する。
- (4) 住宅ローン減税につき、制度内容を次の通り拡充のうえ、適用期限を平成25年12月31日まで延長する。また、所得税で控除しきれなかった残額については、個人住民税から控除可能とする。(最高97,500円)

【一般の住宅】

居所年	控除期間	借入金残高限度	控除率
平成21年	10年	5,000万円	1.0%
平成22年	10年	5,000万円	1.0%
平成23年	10年	5,000万円	1.0%
平成24年	10年	5,000万円	1.0%
平成25年	10年	5,000万円	1.0%

【認定長期優良住宅】

居所年	控除期間	借入金残高限度	控除率
平成21年	10年	5,000万円	1.2%
平成22年	10年	5,000万円	1.2%
平成23年	10年	5,000万円	1.2%
平成24年	10年	4,000万円	1.0%
平成25年	10年	3,000万円	1.0%

- (5) 自己資金で長期優良住宅を新築又は省エネ・バリアフリー改修を行う場合は、一定の税額控除を認める。
- (6) 不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を、平成23年3月31日まで延長する。
- (7) 土地の売買に係る登録免許税の特別措置について、次の通り平成23年4月1日から段階的に引き上げる。

～平成23年3月31日	10/1,000
平成23年4月1日～	13/1,000
平成24年4月1日～平成25年3月31日	15/1,000

- (8) 住宅用家屋に係る所有権の保存登記、移転登記及び抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を、平成23年3月31日まで延長する。
- (9) 不動産取得税の宅地評価土地の課税標準の特例(課税標準=固定資産税×1/2)、商業地の標準税率並びに住宅と住宅用地の標準税率を3%とする特例の適用期限を、平成24年3月31日まで延長する。

【金融・証券税制】

- (1) 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する税率を、10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)とする。
- (2) 平成24年以降、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る10%軽減税率が廃止され、20%本則課税が実現する際に、少額の上場株式等投資の為の非課税措置を創設する。
- (3) 生命保険料控除を次の通り改める。
 - ① 生命保険契約のうち介護費用保障又は医療費用保障を内容とする主契約又は特約に係る保険料等につき、現行の一般生命保険料控除と別枠で、4万円(住民税28,000円)の介護医療保険料控除を創設する。

【法人税制】

- (1) 中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引き下げる。
- (2) 中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻し還付制度の適用ができることとする。
- (3) 平成21年4月1日以降開始事業年度より、内国法人が外国子会社から受ける配当等に係る益金不算入制度を創設する。